



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 公安委員会規則

- \*20 和歌山県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を  
改正する規則 ..... 2

### ○ 告示

- 1324 一般競争入札による落札者の決定 (管財課) ..... 8  
 1325 " ( " ) ..... 9  
 1326 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し (障害福祉課) ..... 9  
 1327 " ( " ) ..... 10  
 1328 指定一般相談支援事業者の指定 ( " ) ..... 10  
 1329 特定病院の認定 ( " ) ..... 10  
 1330 応急入院指定病院の指定 ( " ) ..... 10  
 1331 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課) ..... 10  
 1332 " ( " ) ..... 12  
 1333 " ( " ) ..... 13  
 1334 " ( " ) ..... 14  
 1335 " ( " ) ..... 15  
 1336 " ( " ) ..... 16  
 1337 " ( " ) ..... 17  
 1338 " ( " ) ..... 17  
 1339 大規模小売店舗立地法による湯浅町から聴取した意見の概要 ( " ) ..... 18  
 1340 令和4年度及び令和5年度和歌山県試験研究機関電力調達に係る一般競争入札に参加する  
者に必要な資格等 (農林水産総務課) ..... 19  
 1341 保安林予定森林 (森林整備課) ..... 22  
 1342 道路の区域変更 (道路保全課) ..... 22  
 1343 道路の供用開始 ( " ) ..... 23  
 1344 道路の区域変更 ( " ) ..... 23  
 1345 " ( " ) ..... 23  
 1346 " ( " ) ..... 24  
 1347 道路の供用開始 ( " ) ..... 24

### ○ 人事委員会告示

- 12 令和4年度第2回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験の実施 ..... 24

### ○ 選挙管理委員会告示

- 90 政治団体の届出事項の異動の届出 ..... 28  
 91 政治団体の解散の届出 ..... 29  
 92 政治団体の設立の届出 ..... 29

### ○ 公告

- 入札公告 (農林水産総務課) ..... 29

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第20号

和歌山県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月2日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

和歌山県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年和歌山県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>和歌山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「情報通信技術活用規則」という。）第11条の規定及び和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年和歌山県条例第50号。以下「情報通信技術活用条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>2 <u>手続等を、情報通信技術活用条例第3条から第6条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</u></p> <p>3 <u>手続等（情報通信技術活用条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、情報通信技術活用条例及びこの規則の規定の例による。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則で使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、<u>情報通信技術活用条例で使用する用語の例による。</u></p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 公安委員会等 公安委員会、警察本部長若しくは警察本部長に置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律若しくは条例上独立に権限を行使することを認められたものをいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 電子証明書 <u>申請等をする者又は公安委員</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>和歌山県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>この規則は、他の法令及び条例等（第3条及び別表において「法令等」という。）に特別の定めのある場合を除くほか、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「情報通信技術活用規則」という。）第11条及び和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年和歌山県条例第50号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条から第6条までの規定により、公安委員会等に対して行い、又は公安委員会等が行うこととされる手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合等について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則で使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、<u>情報通信技術利用条例で使用する用語の例による。</u></p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 公安委員会等 公安委員会、警察本部長若しくは警察本部長に置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律若しくは<u>条例等</u>上独立に権限を行使することを認められたものをいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 電子証明書 <u>次に掲げる電子証明書で公安</u></p>

会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(申請等の指定)

第3条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。)第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等であって、情報通信技術活用規則第11条第1項の規定に基づき都道府県公安委員会が定めるものは、別表の左欄に掲げる法令等の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第4条 情報通信技術活用法第6条第1項に規定する電子情報処理組織であって情報通信技術活用規則第11条第2項の規定に基づき都道府県公安委員会が定めるもの及び情報通信技術活用法第3条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 情報通信技術活用法第6条第1項又は情報通信技術活用法第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、次に掲げる事項を申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、又は公安委員会等が指定する電子計算機に送信して、申請等を行わなければならない。

- (1) 当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項
- (2) 当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載すべき事項若しくは記録すべき事項又は記載されている事項若しくは記録

委員会等が情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する県の機関の使用に係る電子計算機から認証できるものをいう。

ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書

イ 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が発行した電子証明書

ウ ア及びイに掲げるもののほか、公安委員会等が定める電子証明書

(申請等の指定)

第3条 次の各号に掲げる申請等は、別表の左欄に掲げる法令等の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。

- (1) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。)第6条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等であって、情報通信技術活用規則第11条第1項の規定に基づき都道府県公安委員会が定めるもの
- (2) 情報通信技術利用条例第3条第1項の規則で定める申請等

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 情報通信技術活用法第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して前条の申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行う場合に記載すべきこととされている事項その他公安委員会等が必要と認める事項を、情報通信技術活用法第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機(公安委員会等が定める技術的基準に適合するものに限る。以下「申請等を行う者の使用に係る電子計算機」という。)から入力して、公安委員会等が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すること、又は公安委員会等が指定する電子計算機に送信することにより申請等を行わなければならない。

されている事項

- (3) 前2号に掲げるもののほか、公安委員会等が必要と認める事項
- 2 公安委員会等が電子署名を要することとしている申請等をする者は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(情報通信技術活用条例第3条第1項に規定する県の機関の使用に係る電子計算機又は公安委員会等が指定する電子計算機から認証できるものに限る。第14条第1項第1号において同じ。)であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。
- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書
- (2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書
- (3) 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公安委員会等が定める電子証明書
- 3 公安委員会等が識別符号及び暗証符号の入力又は送信を要することとしている申請等をする者は、事前に入手した識別符号及び暗証符号をその使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。

- 4 法令等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。)について、第1項の規定に基づき当該書面等のうち1通に記載すべき事項又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力又は送信がなされたものとみなす。

(情報通信技術による手数料の納付)

第6条 情報通信技術活用法第6条第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって情報通信

- 2 前項の規定により申請等を行う者は、あらかじめ、申請等を行う者の氏名又は名称、使用する識別符号及び暗証符号その他必要な事項を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、公安委員会等が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は公安委員会等が指定する電子計算機に送信しなければならない。ただし、前条の申請等について公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- 3 第1項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等の指定する申請等については、この限りでない。

- 4 第1項の規定により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等(以下この項及び次項において「添付書類」という。)に記載すべき事項又は記載されている事項(次項において「添付事項」という。)を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、公安委員会等が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は公安委員会等が指定する電子計算機に送信しなければならない。ただし、当該添付書類を提出した場合は、この限りでない。
- 5 公安委員会等は、電子情報処理組織を使用して申請等を行う者が添付事項を入力し、又は送信する場合は、公安委員会等が定める期間、当該入力に係る事項の確認のために必要な限度において、当該添付書類を提出させることができる。

- 6 他の規則の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せ必要とするものも含む。)について、第1項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

- 7 公安委員会等は、第1項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに他の規則の規定により併せて提出すべきこととされている書面等について、公安委員会等の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

技術活用規則第11条第2項の規定に基づき都道府県公安委員会が定めるもの及び情報通信技術活用条例第3条第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合であって情報通信技術活用規則第11条第2項の規定に基づき都道府県公安委員会が定めるとき及び情報通信技術活用条例第3条第6項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
  - (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると公安委員会等が認める場合
  - (3) 申請等に際し提出すべきもののうちに書面等以外の有体物があると公安委員会等が認める場合
- 2 前項の場合において、申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分の提出は、電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行った日から1週間以内にしなければならない。

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 情報通信技術活用法第7条第1項に規定する電子情報処理組織であって情報通信技術活用規則第11条第2項の規定に基づき都道府県公安委員会が定めるもの及び情報通信技術活用条例第4条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第9条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項又は情報通信技術活用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

- 2 公安委員会等は、処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になったときから24時間以内に記録しない場合その他公安委員会等が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うことができる。
- 3 処分通知等が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、公安委員会等が認める場合を除き、当該処分通知等に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第10条 情報通信技術活用法第7条第1項ただし書に規定する電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の方式であつて情報通信技術活用規則第11条第2項の規定に基づき都道府県公安委員会が定めるもの及び情報通信技術活用条例第4条第1項ただし書に規定する規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して識別符号及び暗証符号を入力する方式
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける旨を当該処分通知等に係る申請等に併せて入力して送信する方式
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公安委員会等が定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第11条 情報通信技術活用法第7条第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合であつて情報通信技術活用規則第11条第2項の規定に基づき都道府県公安委員会が定めるもの及び情報通信技術活用条例第4条第5項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと公安委員会等が認める場合
- (3) 処分通知等に際し交付すべきもののうちに書面等以外の有体物があると公安委員会等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第12条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第8条第1項又は情報通信技術活用条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、公安委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第13条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第9条第1項又は情報通信技術活用条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第14条 情報通信技術活用法第6条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて情報通信技術活用規則第11条第2項の規定に基づき都道府県公安委員会が定めるもの及び情報通信技術活用条例第3条第4項に規定する氏名

(電子情報処理組織による縦覧等)

第5条 公安委員会等は、情報通信技術利用条例第5条第1項の規定により書面等の縦覧に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う公安委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電子情報処理組織による作成等)

第6条 公安委員会等は、情報通信技術利用条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)に記録する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称等を明らかにする措置)

第7条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において署名等をするものが規定されているものを電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の氏名又は名称を明らかにする措置であつて次の各号に掲げるものは、電子署

又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、次に掲げる措置とする。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- (1) 申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって第5条第2項各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信する措置
  - (2) 第5条第3項に規定する識別符号及び暗証符号を申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力する措置
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、公安委員会等が定める措置
- 2 情報通信技術活用法第7条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって情報通信技術活用規則第11条第2項の規定に基づき都道府県公安委員会が定めるもの及び情報通信技術活用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、次に掲げる措置とする。
- (1) 処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置
  - (2) 前号に掲げるもののほか、公安委員会等が定める措置
- 3 情報通信技術活用法第9条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって情報通信技術活用規則第11条第2項の規定に基づき都道府県公安委員会が定めるもの及び情報通信技術活用条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、次に掲げる措置とする。
- (1) 作成等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付する措置
  - (2) 前号に掲げるもののほか、公安委員会等が定める措置

(適用除外)

第15条 情報通信技術活用条例第7条第1号に規定する規則等で定める手続等は、和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第21条の5第3項の届出済証の交付とする。

(添付書面等の省略)

第16条 情報通信技術活用条例第8条に規定する

名(当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せて送信されたものに限る。)及び第4条第2項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- (1) 情報通信技術活用法第6条第4項に規定する措置であって、情報通信技術活用規則第11条第2項の規定に基づき都道府県公安委員会が定めるもの
  - (2) 情報通信技術利用条例第3条第4項の規則で定める措置
- 2 情報通信技術利用条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。

(申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第8条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合であって、情報通信技術活用規則第11条第2項の規定に基づき都道府県公安委員会が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合
- (3) 前2号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが、不可能である場合又は申請等に支障を及ぼす場合

規則等で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条に規定するもののほか、公安委員会等が別に定めるものとする。

—

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し必要な事項は、公安委員会等が別に定める。

別表（第3条関係）

法令等名	規定
略	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	略

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、公安委員会等が別に定める。

別表（第3条関係）

法令等名	規定
略	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	略
和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）	第6条第1項
和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）	第8条第1項並びに第13条第1項及び第2項
和歌山県警察の情報の公開に関する規則（平成13年和歌山県公安委員会規則第9号）	第15条第2項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1324号

令和4年度及び令和5年度県庁舎（本館）電力調達について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 落札に係る調達の名称及び数量  
令和4年度及び令和5年度県庁舎（本館）電力調達 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県総務部総務管理局管財課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日  
令和4年11月17日
- 落札者の氏名及び住所



株式会社V-Power

東京都品川区東品川三丁目6番5号

- 5 落札金額  
47,523,387円（うち消費税及び地方消費税の額4,320,308円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和4年9月30日

**和歌山県告示第1325号**

令和4年度及び令和5年度県庁舎（南別館）電力調達について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達の名称及び数量  
令和4年度及び令和5年度県庁舎（南別館）電力調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県総務部総務管理局管財課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
令和4年11月17日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社V-Power  
東京都品川区東品川三丁目6番5号
- 5 落札金額  
71,916,500円（うち消費税及び地方消費税の額6,537,864円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和4年9月30日

**和歌山県告示第1326号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定を次のとおり取り消したので、同法第51条の規定に基づき公示する。

令和4年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	取消年月日
3021000686	ダリア	橋本市市脇五丁目5-17	共同生活援助	株式会社ローゼス	橋本市山田348-1	令和4.12.1

## 和歌山県告示第1327号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定を次のとおり取り消したので、同法第51条の規定に基づき公示する。

令和4年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	取消年月日
3021000694	えがお	橋本市隅田町下兵庫655	共同生活援助	株式会社Redance	橋本市山田348-1	令和4.12.1

## 和歌山県告示第1328号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援の種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3031700911	すみれ相談支援事業所	紀の川市桃山町元873番地	地域移行支援 地域定着支援	特定なし	株式会社ケアパートナーズ	紀の川市東大井77-11	令和4.12.1

## 和歌山県告示第1329号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置をとることができる精神科病院として、次のとおり認定した。

令和4年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名 称	所 在 地	認定期間
和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811-1	令和4.12.1～令和7.11.30

## 和歌山県告示第1330号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項に規定する精神科病院として、次のとおり指定した。

令和4年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名 称	所 在 地	指定期間
和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811-1	令和4.12.1～令和7.11.30

## 和歌山県告示第1331号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ紀伊川辺店・ヤマイチプラザ川辺

和歌山県和歌山市川辺234及び同市里6

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市城南二丁目7番5号

ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社 代表取締役 山田茂

和歌山県和歌山市中之島1518番地 中之島801ビル5階

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

ヤマイチエステート株式会社 代表取締役 山田茂

和歌山県和歌山市太田480番地1

(変更後) 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市城南二丁目7番5号

ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社 代表取締役 山田茂

和歌山県和歌山市中之島1518番地 中之島801ビル5階

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

ヤマイチエステート株式会社 代表取締役 山田茂

和歌山県和歌山市太田480番地1

(変更後) 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市城南二丁目7番5号

ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社 代表取締役 山田茂

和歌山県和歌山市中之島1518番地 中之島801ビル5階

4 変更年月日

平成29年12月25日他

5 変更した理由

本店所在地の移転及び商号変更のため

6 届出年月日

令和4年10月28日

## 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

## 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和4年12月2日から令和5年4月3日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

## 和歌山県告示第1332号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ和歌山北店

和歌山県和歌山市狐島588番地1

## 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市城南二丁目7番5号

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

（変更後）株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市城南二丁目7番5号

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

（変更後）株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市城南二丁目7番5号

## 4 変更年月日

令和4年8月1日

## 5 変更した理由

本店所在地の移転のため

## 6 届出年月日

令和4年10月28日

## 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 令和4年12月2日から令和5年4月3日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第1333号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ和歌山店  
和歌山県和歌山市手平一丁目5番7号
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦  
茨城県水戸市城南二丁目7番5号
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦  
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号  
(変更後) 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦  
茨城県水戸市城南二丁目7番5号
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦  
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号  
(変更後) 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦  
茨城県水戸市城南二丁目7番5号
- 4 変更年月日  
令和4年8月1日
- 5 変更した理由  
本店所在地の移転のため
- 6 届出年月日  
令和4年10月28日
- 7 届出の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和4年12月2日から令和5年4月3日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第1334号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ橋本店  
和歌山県橋本市市脇三丁目286番1外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦  
茨城県水戸市城南二丁目7番5号
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦  
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号  
(変更後) 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦  
茨城県水戸市城南二丁目7番5号
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦  
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号  
(変更後) 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦  
茨城県水戸市城南二丁目7番5号
- 4 変更年月日  
令和4年8月1日
- 5 変更した理由  
本店所在地の移転のため
- 6 届出年月日  
令和4年10月28日
- 7 届出の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課（橋本市市脇四丁目5番8号）  
橋本市経済推進部シティセールス推進課（橋本市東家一丁目1番1号）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 令和4年12月2日から令和5年4月3日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

## 和歌山県告示第1335号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ有田店

和歌山県有田市糸我町中番25番地

## 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市城南二丁目7番5号

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

(変更後) 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市城南二丁目7番5号

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

(変更後) 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市城南二丁目7番5号

## 4 変更年月日

令和4年8月1日

## 5 変更した理由

本店所在地の移転のため

## 6 届出年月日

令和4年10月28日

## 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355-1）

有田市経済建設部産業振興課（有田市箕島50番地）

## 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和4年12月2日から令和5年4月3日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

## 和歌山県告示第1336号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ御坊店

和歌山県御坊市野口590番地3

## 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市城南二丁目7番5号

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

（変更後）株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市城南二丁目7番5号

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

（変更後）株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市城南二丁目7番5号

## 4 変更年月日

令和4年8月1日

## 5 変更した理由

本店所在地の移転のため

## 6 届出年月日

令和4年10月28日

## 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課（御坊市湯川町財部651）

御坊市産業建設部商工振興課（御坊市藪350番地）

## 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和4年12月2日から令和5年4月3日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで



## 和歌山県告示第1337号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ田辺店

和歌山県田辺市稲成町260番地

## 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市城南二丁目7番5号

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

（変更後）株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市城南二丁目7番5号

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

（変更後）株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市城南二丁目7番5号

## 4 変更年月日

令和4年8月1日

## 5 変更した理由

本店所在地の移転のため

## 6 届出年月日

令和4年10月28日

## 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

田辺市商工観光部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）

## 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和4年12月2日から令和5年4月3日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

## 和歌山県告示第1338号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フォレストモール岩出  
和歌山県岩出市中迫字塚本144番外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社フォレストモール 代表取締役 今西弘康  
東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル11階
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）縦覧図書記載のとおり  
（変更後）縦覧図書記載のとおり
- 4 変更年月日  
令和4年10月28日
- 5 変更した理由  
未定小売業者が決定したため
- 6 届出年月日  
令和4年11月18日
- 7 届出の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）  
岩出市事業部産業振興課（岩出市西野209番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 令和4年12月2日から令和5年4月3日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第1339号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により湯浅町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和4年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
松源湯浅店  
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅字走上り1641-1 他15筆
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
令和4年和歌山県告示第766号

## 3 意見の概要

なし

## 4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355-1）

湯浅町ふるさと振興課（有田郡湯浅町湯浅1982）

## 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和4年12月2日から令和5年1月4日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

## 和歌山県告示第1340号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和4年度及び令和5年度和歌山県試験研究機関電力調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和4年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する調達の名称及び数量並びに契約期間

## (1) 調達の名称及び数量

令和4年度及び令和5年度和歌山県試験研究機関電力調達

## ア 和歌山県農業試験場

予定契約電力 71kW 予定調達電力量 164,637kWh

## イ 和歌山県農業試験場暖地園芸センター

予定契約電力 91kW 予定調達電力量 161,764kWh

## ウ 和歌山県果樹試験場

予定契約電力 85kW 予定調達電力量 137,085kWh

## エ 和歌山県果樹試験場かき・もも研究所

予定契約電力 34kW 予定調達電力量 56,911kWh

## オ 和歌山県果樹試験場うめ研究所

予定契約電力 55kW 予定調達電力量 159,623kWh

## カ 和歌山県畜産試験場

予定契約電力 38kW 予定調達電力量 120,187kWh

## キ 和歌山県畜産試験場養鶏研究所

予定契約電力 23kW 予定調達電力量 48,452kWh

## ク 和歌山県林業試験場

予定契約電力 39kW 予定調達電力量 75,508kWh

## ケ 和歌山県水産試験場

予定契約電力 114kW 予定調達電力量 434,756kWh

## コ 和歌山県水産試験場内水面試験地

予定契約電力 42kW 予定調達電力量 137,337kWh

合計（1年間）予定調達電力量 1,496,260kWh

## (2) 契約期間

令和5年3月1日から令和6年2月29日までの1年間（令和5年3月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第23

4条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和5年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者（調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあっては、その構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができないものとする。

(1) 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号。以下「要綱」という。）第3条第1号から第6号まで、第9号及び第10号の要件を満たす者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(2) 申請日において、1年以上の電気供給に係る営業経験を有する者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者（以下「小売電気事業者」という。）であること。

コンソーシアムにあっては、少なくとも代表者となる構成員がこの要件を満たす者であること。

(4) 申請日において、和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針（令和4年4月1日策定。以下「環境配慮方針」という。）に基づく入札参加資格の要件を満たしている者又は満たしていない者でこの一般競争入札の開札の日の前日までに入札参加資格の要件を満たす見込みであるものであること。

コンソーシアムにあっては、2の（3）の要件を満たす者の全部がこの要件を満たす者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類及びその配布方法等は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、ア及びスの書類については代表者が、イからクまで並びにサ及びシの書類については構成員ごとに、ケ及びコの書類については構成員のうち小売電気事業者である者ごとに、それぞれ作成の上、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務状況調書

ウ 役員等に関する調書

エ 法人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書の原本又はその写し

オ 個人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票の原本又はその写し

カ 直近1年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、申請日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目

（ウ）個人にあっては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

ク 2の（2）の要件を満たしていることを証する書面として、電気供給に係る契約実績を証する書類の写し

ケ 2の（3）の要件を満たしていることを証する書面の写し

コ 2の(4)の要件を満たしていることを証する書面として、環境配慮方針の6の(1)に定める様式1（和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書。以下「電力調達契約評価項目報告書」という。）及びその内容を確認できる資料

サ 誓約書

シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ス コンソーシアムにあっては、コンソーシアム構成員表及びコンソーシアム協定書の写し

(2) (1)のアからウまで及びコ（電力調達契約評価項目報告書に限る。）からス（コンソーシアム構成員表に限る。）までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和4年12月2日（金）から同月16日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) 要綱の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の営業種目「その他物品関係」に登載されている者は、物品調達競争入札参加資格審査結果通知書の写しをもって、(1)のウからキまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年12月2日（金）から同月13日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課（以下「和歌山県農林水産総務課」という。）に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(5) (4)の質問に対する回答は、令和4年12月20日（火）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、5の和歌山県農林水産総務課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070100/index.html>）に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和4年12月2日（金）から同月21日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、郵送による場合は、書留郵便により令和4年12月21日（水）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

#### 5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産総務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2863

ファクシミリ番号 073-433-3024

なお、3の(5)の和歌山県農林水産総務課のホームページから資格審査申請書類をダウンロードすることができる。

#### 6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、物品調達競争入札参加資格審査結果通知書を令和5年1月4日（水）までに郵送により送付する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して郵送により送付するものとする。

#### 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、令和5年1月6日（金）までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、令和5年1月12日（木）までに書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

**和歌山県告示第1341号**

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字川原河字筏繫491、492
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1342号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
海草郡紀美野町中字林家25番1地先から同町毛原下字山戸65番6地先まで	旧	5.10 } 27.70	2,602.10	
同上	新	4.90 } 21.00	2,602.10	
同上	新	9.36 } 38.84	1,540.64	国吉毛原トンネル L=1,330

和歌山県告示第1343号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町中字林家25番1地先から同町毛原下字山戸65番6地先まで

供用開始の期日 令和4年12月2日

和歌山県告示第1344号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高町大字阿尾字清水ケ谷1355番1地先から同町大字阿尾字安後家1211番2地先まで	旧	4.20 } 11.00	529.30	
同上	新	11.40 } 47.10	505.40	

和歌山県告示第1345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

日高郡由良町大字大引字白崎960番5地先から同町大字大引字田子谷大平赤バイノ内961番579地先まで	旧	5.60 } 19.40	430.00	
同上	新	10.20 } 23.40	430.90	

**和歌山県告示第1346号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年12月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 栄岩崎線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
西牟婁郡白浜町平字引ノ上1113番1地先から同町平字引ノ上1116番1地先まで	旧	6.46 } 10.83	78.14	
同上	新	10.61 } 14.67	78.14	

**和歌山県告示第1347号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年12月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 栄岩崎線

供用開始の区間 西牟婁郡白浜町平字引ノ上1113番1地先から同町平字引ノ上1116番1地先まで

供用開始の期日 令和4年12月2日

**人事委員会告示**

**和歌山県人事委員会告示第12号**

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定による任期を定めた職員（以下「育休任期付職員」という。）及び同法第18条第1項の規定による任期を定めた短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の採用試験を次の要綱により実施する。



令和4年12月2日

和歌山県人事委員会事務局長 佐 谷 圭 造

令和4年度第2回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験要綱

1 試験区分、勤務地区分、採用予定人員及び主な職務内容等

＜育休任期付職員採用試験＞

試験区分	勤務地区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務	和歌山A	10人程度	本庁等における事務
	和歌山B	1人程度	県立文書館における事務
	和歌山C	1人程度	県立博物館における事務
	紀 中	1人程度	紀中県税事務所における事務
	西牟婁	1人程度	西牟婁振興局健康福祉部における事務
学校事務	和歌山	1人程度	県立学校における事務
農 業	紀 中	1人程度	有田振興局農林水産振興部における農業の振興に関する業務等
林 業	和歌山	1人程度	本庁における特用林産物の振興等に関する業務等

＜任期付短時間勤務職員採用試験＞

試験区分	勤務地区分	採用予定人員	主な職務内容
短時間 一般事務	和歌山	1人程度	精神保健福祉センターにおける事務
	西牟婁	1人程度	紀南県税事務所における事務

申し込むことができる試験区分は一つに限るが、当該試験区分に勤務地区分が複数ある場合は、第2志望の勤務地区分まで申し込むことができる（第1志望は必ず選択し、第2志望の選択は任意とする。）。

上記表の採用予定人員又は勤務地は、職員の育児休業等の取得状況により変更する場合がある。変更となる場合の勤務地の範囲は、次の勤務地区分表のとおりとする。

勤務地区分表

勤務地区分	勤務地の範囲
和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
紀 中	有田市、御坊市、有田郡、日高郡
西牟婁	田辺市、西牟婁郡

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和5年1月15日（日） 午後1時	和歌山市 田 辺 市	令和5年1月25日（水）に和歌山県ホームページに掲載する。
第2次試験	令和5年2月6日（月）又は同 月7日（火）のいずれか指定 する1日	和歌山市	令和5年2月15日（水）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

（注）試験日時及び合格発表日は変更する場合がある。

## 4 試験の方法及び内容

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験 (択一式)	300点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全問必須解答とする。 (出題分野) 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識、基礎英語	1時間
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、第2次試験の面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	420点	人物、能力、性格等についての個別面接	

試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

## 5 合格者の決定方法

第1次試験の合格者は、第1志望の勤務地区分において基礎能力試験の得点順に決定する。

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点の高い者から順に、勤務地区分の志望順に決定する（第1志望の勤務地区分が採用予定人員に達している場合は、第2志望の勤務地区分で可否を決定する。志望していない勤務地区分で合格することはない。）。

なお、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

## 6 受験手続及び受付期間

## (1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」から、「令和4年度第2回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員（資格免許職を含む。）採用試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和4年12月21日（水）までに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

## (2) 受付期間

令和4年12月9日（金）午前10時から令和5年1月4日（水）午後4時までの間に受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

## (3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「申請受付のお知らせ」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

試験当日は、受験票を必ず持参すること。

## 7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分の勤務地区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登録され、任命権者からの請求により和歌山県人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。

おおむね令和5年3月から採用される予定であるが、職員の育児休業等の取得状況により各々の採用時期に違いがある。

また、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある(採用候補者名簿の有効期間は、原則1年である。)

(2) 任期、勤務時間及び休日は、以下のとおりである。

なお、勤務において時間外勤務(休日の勤務を含む。)等をする場合がある。

<育休任期付職員>

○任期 おおむね8か月以上3年未満

○勤務時間及び休日

試験区分等	勤務時間	休日
一般事務(和歌山A・紀中・西牟婁) 農業(紀中) 林業(和歌山)	午前9時から午後5時45分まで	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「祝日」という。)、年末及び年始
一般事務(和歌山B)	午前9時30分から午後6時15分まで	月曜日(休館日)及び日曜日又は土曜日のうちいずれか1日(ただし、祝日勤務あり。)、年末及び年始
一般事務(和歌山C)	午前9時から午後5時45分まで	月曜日(休館日)及び日曜日又は土曜日のうちいずれか1日(ただし、祝日勤務あり。)、年末及び年始
学校事務(和歌山)	午前8時30分から午後5時まで	日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始

<任期付短時間勤務職員>

○任期 おおむね1~2年間

なお、育児短時間勤務(地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。)に係る期間の延長の範囲内で任期を延長する場合がある。

○勤務時間及び休日

試験区分等	勤務時間	休日
短時間一般事務(和歌山)	午後2時55分から午後5時45分までの週14時間10分	日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始
短時間一般事務(西牟婁)	月曜日及び火曜日の午前9時から午後5時45分までの週15時間30分	日曜日、水曜日から土曜日まで、祝日、年末及び年始

(3) 採用時の給料月額は、おおむね以下のとおり(令和4年4月1日現在)であるが、経歴に応じて一定の額(例:公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等)が加算される。

試験区分等	給料月額	適用給料表
育休任期付職員 一般事務(和歌山A・和歌山B・和歌山C・紀中・西牟婁) 学校事務(和歌山) 農業(紀中) 林業(和歌山)	154,900円	行政職給料表
任期付短時間勤務職員 短時間一般事務(和歌山)	56,630円	行政職給料表
任期付短時間勤務職員 短時間一般事務(西牟婁)	61,960円	行政職給料表

このほか職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)等の定めに従い、育休任期付職

員については、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。任期付短時間勤務職員については、上記のうち、扶養手当、住居手当等、支給されない手当がある。

8 車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験

車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験を希望する場合は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

9 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、6(3)の受験票の発行手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」のメールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点、順位及び合格基準に達していない場合はその旨	合格発表の日の翌日の午後3時から1か月間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の得点及び順位並びに第1次試験の得点と第2次試験の得点を合わせた総合得点及び総合順位	

10 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年12月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
岸本たけし後援会	中西正人	政治団体の名称	岸本たけし後援会	岸本健後援会	令和 4.9.30
		代表者	中西正人	大西弘司	
		会計責任者	船木進也	岩崎嵩	
ゆぐち好章後援会	野川勝義	主たる事務所の所在地	田辺市江川27-23	田辺市江川3-49	令和 4.10.1
溝口耕太郎後援会	溝口耕太郎	会計責任者	溝口桂子	溝口練一郎	令和 4.10.7
真造賢二後援会	山崎崇	会計責任者	真造賢二	二葉久弥	令和 4.9.6

## 和歌山県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年12月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
赤阪岩男後援会	下河一正	令和 4. 7. 29
西尾ともあき後援会	小泉好雄	令和 4. 11. 2

## 和歌山県選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年12月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
山路やすよ後援会	山路恭世	山路裕子	和歌山市砂山南1丁目1-41	令和 4. 10. 28
はなの仁志後援会	花野仁志	花野裕美	有田市糸我町西469-6	令和 4. 11. 1
花田かずや後援会	中原和也	中原和也	海草郡紀美野町花野原362	令和 4. 11. 7
岡本としなが後援会	岡本永	岡本永	和歌山市友田町4丁目16番地 吉田ビル2階S号室	令和 4. 11. 11

## 公 告

## 入 札 公 告

令和4年度及び令和5年度和歌山県試験研究機関電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和4年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 調達の名称及び数量

令和4年度及び令和5年度和歌山県試験研究機関電力調達

## ア 和歌山県農業試験場

予定契約電力 71kW 予定調達電力量 164,637kWh

## イ 和歌山県農業試験場暖地園芸センター

予定契約電力 91kW 予定調達電力量 161,764kWh

ウ	和歌山県果樹試験場	予定契約電力 85kW	予定調達電力量 137,085kWh
エ	和歌山県果樹試験場かき・もも研究所	予定契約電力 34kW	予定調達電力量 56,911kWh
オ	和歌山県果樹試験場うめ研究所	予定契約電力 55kW	予定調達電力量 159,623kWh
カ	和歌山県畜産試験場	予定契約電力 38kW	予定調達電力量 120,187kWh
キ	和歌山県畜産試験場養鶏研究所	予定契約電力 23kW	予定調達電力量 48,452kWh
ク	和歌山県林業試験場	予定契約電力 39kW	予定調達電力量 75,508kWh
ケ	和歌山県水産試験場	予定契約電力 114kW	予定調達電力量 434,756kWh
コ	和歌山県水産試験場内水面試験地	予定契約電力 42kW	予定調達電力量 137,337kWh
	合計（1年間）予定調達電力量	1,496,260kWh	

## (2) 調達の場所

- ア 和歌山県農業試験場 紀の川市貴志川町高尾160
- イ 和歌山県農業試験場暖地園芸センター 御坊市塩屋町南塩屋724
- ウ 和歌山県果樹試験場 有田郡有田川町奥751-1
- エ 和歌山県果樹試験場かき・もも研究所 紀の川市粉河3336
- オ 和歌山県果樹試験場うめ研究所 日高郡みなべ町東本庄1416-7
- カ 和歌山県畜産試験場 西牟婁郡すさみ町見老津1
- キ 和歌山県畜産試験場養鶏研究所 日高郡日高川町船津1090-1
- ク 和歌山県林業試験場 西牟婁郡上富田町生馬1504-1
- ケ 和歌山県水産試験場 東牟婁郡串本町串本1557-20
- コ 和歌山県水産試験場内水面試験地 紀の川市桃山町調月32-3

## (3) 仕様等

仕様書（1）から（10）までによる。

## (4) 契約期間

令和5年3月1日から令和6年2月29日までの1年間（令和5年3月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和5年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和4年和歌山県告示第1340号に規定する令和4年度及び令和5年度和歌山県試験研究機関電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課（以下「和歌山県農林水産総務課」という。）

## (2) 期間

令和4年12月2日（金）から同月16日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時まで

#### 4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

##### (1) 場所

3 (1) に同じ。

なお、和歌山県農林水産総務課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070100/index.html>）から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

##### (2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和4年12月2日（金）から同月13日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間において、和歌山県農林水産総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、令和4年12月20日（火）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1) の和歌山県農林水産総務課のホームページに公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

#### 5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

##### ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館5階 農林水産部会議室

##### イ 入札日時

令和5年1月13日（金）午前10時30分

##### ウ 開札場所

アに同じ。

##### エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和5年1月12日（木）午後5時までに和歌山県農林水産総務課に必着するように行わなければならない。

#### 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納

付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

#### 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

#### 9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県農林水産総務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県農林水産総務課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

(7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

#### 11 契約書の要否

要

#### 12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 13 その他



(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県農林水産総務課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2863 (直通)

ファクシミリ番号 073-433-3024

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Total electricity about 1,496,260kWh to use at the Wakayama Prefectural Institutes for Agriculture, Forestry and Fisheries

(2) Date and time for tender :

10:30 a.m. 13 January 2023 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. 12 January 2023)

(3) Contact point for the notice :

Agriculture, Forestry and Fisheries General Affairs Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2863

FAX 073-433-3024